

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

新学校給食センター整備等事業アドバイザー業務委託について、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により候補者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和4年4月5日

江南市長 澤田 和延

1. 業務の概要

(1) 業務名

新学校給食センター整備等事業アドバイザー業務委託

(2) 業務目的

この業務は、新学校給食センター整備等事業にかかるアドバイザー業務を委託するに当たり、最新の知識と技術及び豊富な経験に基づく企画提案を複数の業者から受け、江南市の審査基準により審査した上で、優れた優先交渉権者を選定することを目的とする。

(3) 業務内容

事業者選定にかかるアドバイザー業務委託

(4) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

2. 参加資格

参加者は、参加申込書等の提出日現在において、以下の要件を満たす者とし、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本委託について、令和4・5年度江南市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 江南市業者指名停止基準（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止の据置期間中でないこと。
- (4) 2者以上の事業者で構成された共同企業体ではないこと。
- (5) 愛知県内に本社もしくは支社があり、そこに在籍する管理技術者又は主務担当者

が月に1回以上打合せに参加できること。

※在籍とは、愛知県内にて月の半数以上の勤務実態がなされていることを指す。(愛知県の指導により、感染症による緊急事態宣言発令時には県をまたぐ移動による技術者の受け入れを拒む場合がある。このような場合にも対応できる体制とすること。)

- (6) 技術士(総合技術監理部門「建設-都市及び地方計画」、技術士(「建設部門-都市及び地方計画」、一級建築士のいずれかの資格を有する者を管理技術者及び主務担当者に配置できること。
- (7) 江南市暴力団排除条例(平成24年江南市条例第17号)第6条の規定に基づく措置等を受けていない者であること。
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (9) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (10) 過去10年間(平成24年4月1日から令和4年3月31日まで)に、学校給食共同調理場(学校給食センター)における官民連携アドバイザー業務の元請として完了した実績を有する者を管理技術者及び主務担当者に配置できること。
※官民連携とは、DB方式、DBO方式、PFI事業方式、リース方式を指す。
- (11) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていない者であること。
次に掲げる要件をすべて満たしている者が、本件プロポーザルに参加できる。

3. 選考方法

上記「2. 参加資格」を満たしているプロポーザル参加者により、新学校給食センター整備等事業アドバイザー業務委託公募型プロポーザル実施要綱及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、書類審査を行う。総評価項目ごとに判定した点数を事業者ごとに集計し、総合得点の上位から優先順位を決定する。最高点数提案者が複数ある場合は、見積金額の低い方を選定する。

4. 手続き等

- (1) 担当課(書類の提出先及び問合せ先)
江南市立南部学校給食センター(教育部学校給食課)
〒483-8233 愛知県江南市木賀町大門59番地
電話番号: 0587-54-1111(内線205) 0587-55-2230(直通)
FAX番号: 0587-55-2261
E-mail: s-kyushoku@city.konan.lg.jp

(2) 実施要綱等の配布

実施要綱その他の資料の配布については、次のとおりとします。

ア 配布期間

令和4年4月5日(火)から令和4年4月18日(月)まで

イ 配布場所

江南市ホームページ

(<https://www.city.konan.lg.jp/jigyousei/proposal/index.html>)

からダウンロードしてください。

ウ 配布する書類

実施要綱、仕様書、参加申込書等各種様式

(3) 実施要綱、仕様書等に関する質問・応答

ア 実施要綱、仕様書等に関して質問することができる者は、上記「2. 参加資格」を満たしている者としてします。

イ 提出方法

質問書(様式第4)に質問内容を簡潔に記載し、E-mail または郵便にて提出すること。

メールの件名は「アドバイザー業務委託 プロポーザル質問(会社名)」としてください。

ウ 提出期限

令和4年4月8日(金) 午後5時まで

提出期限以降の質問は、一切受け付けません。

エ 提出先

上記「(1) 担当課」に同じ。

オ 回答方法

令和4年4月12日(火)までに江南市ホームページに質問と回答を掲示します。

(4) 提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出してください。

ア 参加申込書(様式第1) 正本1部

イ 企画提案書(様式第2) 正本1部、副本5部

ウ 参考見積書(様式第3)及び内訳 正本1部、副本5部

(5) 提出場所

上記「(1) 担当課」に同じ。

(6) 提出方法及び期限

ア 持参による提出 令和4年4月18日(月) 午後5時まで

イ 郵送による提出 令和4年4月18日(月) 必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

5. 審査の結果通知

審査の結果については、参加者全員に審査結果通知書にて速やかに通知する。

通知時期 令和4年4月22日（金）予定

6. その他

(1) 失格となる提案書

提案書が次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

なお、失格となった場合は、別途通知します。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要綱等で示された、提出期間、提出方法、提出先、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 参考見積書の金額が「3 提案限度額」を超過した場合

(2) その他

ア 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費はすべて参加者の負担とします。

イ 提出後の提案書等の差し替え、訂正、再提出は一切認めません。

ウ 提出されたすべての書類は、返却しません。

エ 企画提案書の内容は、当該提出者の許可なく使用しません。ただし、江南市がこのプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、当該提出者の承諾を得ずに無償で使用できるものとします。

オ 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。

7. その他の留意事項

詳細は、実施要綱、仕様書等によります。